

新春恒例の「出初式」

鈴割り競技で素早い動きを披露



平成八年の消防出初式が一月五日、町役場で行われ、消防団員六十七名と婦人防火クラブ八名が参加しました。

町役場玄関前で、団員、車両の観閲式が、町公民館では、式典と功績章などの表彰が行われ、表彰状が贈られました。そのあと、完成間近の阿知須小学校新校舎横の井関川で恒例の鈴割り競技が行われ、正確で素早い動きを披露しました。

なお、表彰された人は次のとおり。

(敬称略)

【県消防協会会長表彰】●功績章―西中賢三(中村) 池本保(東) ●勤続章▽十五年―咲花幸一(河内) 西村敏之(赤迫) 杉山馨(西祝) 岡村章(沖の原) 天野和成(縄北) 北野秀美(旦北)▽二十年―重田幸男(旦東) 坂井達穂(旦北)▽三十年―西田祐治(砂四) 長久寛(小西)▽四十年―村田輝雄(向井関) ●退職感謝状―長尾正一(河内) 上野一秋(岩辻) 伊

藤勲(旦東)

【町長表彰】●勤続章―橋本敦義(小南) 中谷孝康(引野) 高下幸男(源河) 長尾克也(河内) ●特別表彰―阿知須町婦人防火クラブ
【町消防団長表彰】●精勤章―中川義孝(河内) 藤田敏彦(河内) 木原宏治(旦門松) 重村伸二(旦北)

●平成7年分の所得税と住民税の申告相談が2月16日(金)から3月15日(金)まで行われます。

●所得金額や税額を正しく計算し、申告と納税は必ず3月15日に済ませてください。

●問い合わせ●

町税務課賦課徴収係
TEL 65-4114 有線2153

あります

どの所得が20万円 余ある人は、「確定申告」
以下の人は、「住民税申告」をしなければなりません

住民税の申告をしなければならない人

所得税の確定申告書を提出した人は、住民税の申告をする必要はありませんが、次のような人は申告をしなければなりません。

- 1 事業(農業含む)、配当、不動産などの所得がある人
- 2 給与所得のほかに地代、家賃などの不動産、農業、配当などの所得がある人
※住民税では、所得が少額(20万円以下)であっても、必ず申告しなければなりません。
- 3 サラリーマンの人で、年の中途に会社をやめた人
- 4 給与所得または公的年金の所得のみの人で、社会保険料、生命・損害保険料、医療費などの控除を受けようとする人

確定申告をしなければならない人

事業所得や不動産所得などがある人の場合



1年間(1月~12月)の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人

サラリーマンの場合



次のいずれかに該当する人

- 1 給与の年収が2,000万を超える人
- 2 給与所得以外の所得が20万円を超える人
- 3 給与を2か所以上からもらっている場合は、従たる給与の収入と2の所得の合計が20万円を超える人
- 4 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受け取った人
- 5 源泉徴収がされていない給与をもらっている人

減税されたのに

「減税額」が記入されていない
「源泉徴収票」は、使えません

(適要) 夏期給与特別減税額の還付済額
年調給与特別減税額

18,405 円

平成7年分 給与所得の源泉徴収票										【本人交付用】	
支払又は受ける者	住居区分 吉敷郡阿知須町2743番地			氏名 (フリガナ) アジス グロウ (税額名) 営業課長 阿知須 太郎			受給者番号				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除後の額の合計額	源泉徴収税額							
給与・賞与	5261175	3668000	2440009	104200							
控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の額	扶養親族の控除(配偶者を除く)	障害者の控除(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅取得等特別控除額				
有無	380,000	2	487,009	50,000	3,000						
夏期給与特別減税額の還付済額	18,405 円			配属者の合計所得		0 円					
年調給与特別減税額	花子 健太 麻里			個人年金保険料の金額							
長期損害保険料の金額				長期損害保険料の金額							
夫	妻	子	その他	受給者生年月日							
あり	なし	あり	なし	明大昭和	年	月	日				
27	12	18									
支払者	住所(原所)又は所在地 山口県吉敷郡阿知須町@@@番地の1			氏名又は名称 阿知須商事(株)		(電話) 0836-65-4111					

七年分の所得税も前年と同様に特別減税が実施されています。一般のサラリーマンは、原則として六月の夏期給与(賞与)と年末調整の際に特別減税が還付または控除されています。

サラリーマンは、確定申告の際に源泉徴収票を提出しなければなりません。特別減税をされた人には、摘要欄にその額が記入されています。減税をされたのに、記入されていないと確定申告ができません。

書いてありますか?

あなたの「減税額」

未記入の源泉徴収票は無効



2月16日から 確定申告が始まる

「年末調整」をしたサラリーマンでも、農業・不動産

申告相談日程

月	日	曜日	午前 9:00~11:00	午後 13:00~16:00	会場
1	29	月	還付申告相談受付 土、日、2月8日を除く		町役場 第2 会議室
2	15	木			
2	16	金	小古郷東・前山	小古郷西	町役場 第2.3 会議室
	17	土			
	18	日			
	19	月	小古郷南	北祝	
	20	火	小山・西祝	南祝	
	21	水	恵比須・築地	東・縄田北	
	22	木	縄田南	中村・西条	
	23	金	税務署相談 税務署から「来署依頼」のはがきが来た人はこの日をご利用ください。		町公民館 2階 大会議室
	24	土			町役場 第2.3 会議室
	25	日			
	26	月	浜	寺河内・二の宮	
	27	火	砂郷一・砂郷二	砂郷三	
	28	水	砂郷四	飛石	
	29	木	沖の原	岩倉西	
1	金	岩倉前	岩倉西前		
3	2	土			町役場 第2.3 会議室
	3	日			
	4	月	岩倉辻	岩倉上	
	5	火	旦東	旦西	
	6	水	旦北	旦門松	
	7	木	岡	浜表	
	8	金	赤迫	井関	
	9	土			町役場 第2.3 会議室
	10	日			
	11	月	野口	河内	
	12	火	杖川・源河	向井関	
	13	水	引野	青畑・仙在	
	14	木	指定日が無理な人		
	15	金	指定日が無理な人		

確定申告 に必要なもの

- 申告用紙(税務署から送付された人)
- 印かん
- 昨年中の支払のわかる証明書または帳簿書類
- 社会保険料、生命・損害保険料などの証明書
- 源泉徴収票(2ページ参照)や支払証明書
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などを受けている人は、その手帳
- その他所得の計算に必要な書類
- 還付を受けるための銀行などの通帳

還付申告受付 1月29日から

確定申告をしなくてもよい場合でも、医療費控除や住宅取得等特別控除などを受けたり、源泉徴収された所得税が納め過ぎになっているときに還付を受けるための「簡易申告」は1月29日から町税務課で受け付けています。

早めに申告をして還付を受けるようにしてください。

INFORMATION

都市計画 「新用途区域」の変更 図面が縦覧できます

町では、今年度末に、都市計画の「用途区域」等の変更を下のとおり予定しています。

1 「用途区域」・「準防火地域」

「用途区域」・「準防火地域」は、昨年11月にお知らせしたとりの内容です。

2 「特別用途地域」

新しく「準工業地域」を予定している2か所の地区について、周辺の住環境と調和できるよう一部建物等に規制をします。



縦覧場所

町建設課（庁舎2階）

TEL 65-4115 有線 2121

フッソ塗布

町では、子どものむし歯予防の一環として、フッソ塗布を行います。

■日時／2月16日（金）午後1時30分

- 場所／町公民館2階
- 対象／2歳から小学校入学前の幼児
- 持参品／母子健康手帳
- 費用／500円（町国民健康保険加入者は無料）
- 申し込み／2月9日（金）までに町保健衛生課（TEL65-4113有線2122）にご連絡ください。

親子ふれあい クッキング 参加者募集

町公民館では、親子を対象とした「ふれあいクッキング」を開きます。お菓子づくりをとおして、親子で楽しみながら思い出の1ページを作ってみませんか。

- 日時／2月10日（土）午前10時
- 場所／町公民館調理室
- 講師／川野猛先生
- 対象者／町内在住の親子（子どもは小・中学生に限る）先着5組
- 内容／パリ・ブレスト、プティ・シュークリーム
- 参加料／1組1,000円
- 準備するもの／エプロン
- 申し込み／2月2日（金）までに町公民館（TEL65-2022有線4892）へ。定員になりしだい締め切らせていただきます。

町子連の「凧あげ大会」 が延期になりました

1月21日（日）に予定していました凧あげ大会は、都合により延期し、5月に開催の予定です。

催しもの

- 28日 ファミリースキー教室（八幡高原191スキー場、前4時30分町公民館集合）
- 2月1日 離乳食教室（役、前10時）
- 6日 育児相談（役、前10時）
- 8日 高齢者教室（公、前9時）
- 10日 親子ふれあいクッキング（公、前10時）



可燃ごみの収集日（町内全域）月・水・金

2	5	7	9	(火)13	14	16
19	21	23	26	28		

■正規の収集日が祝祭日のときは変更しています（変更した日に曜日をご記載しています）

不燃物ごみの収集日（町内全域）

■ビン・ガラス類
〔第1・3木曜日〕

1 15

■空缶・鉄類
〔第2・4木曜日〕

8 22

ごみの収集日

ごみを出す時間
前日午後5時～当日午前8時

2月

町指定ごみ袋の販売先

町役場保健衛生課・各地区環境衛生組合長宅・婦人会支部長〔一部〕宅

清掃センターへのごみの直接持ち込み

持ち込みができる日／月曜日～土曜日〔祝祭日は出せません〕
持ち込みができる時間／午前7時30分～正午・午後1時～2時